

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 子どものための教育・保育給付

第1節 支給認定等（第2条—第15条）

第2節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準（第16条—第20条）

第3節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の手続（第21条）

第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（第22条—第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 子どものための教育・保育給付

第1節 支給認定等

（労働時間の下限）

第2条 府令第1条第1号の市町村が定める時間は、48時間とする。

（認定の申請）

第3条 府令第2条第1項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（別記第1号様式）とする。

2 前項の規定にかかわらず、保育園又は認定こども園への入園を希望する場合は保育認定申請書兼保育園等入園申込書（別記第2号様式）を、幼稚園への入園を希望する場合は教育標準時間認定申請書（別記第3号様式）を、前項の申請書とすることができるものとする。

（保育必要量の認定）

第4条 法第20条第3項の規定による保育必要量の認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 府令第1条第1号、第4号又は第7号に掲げる事由に該当する場合（1月において120時間以上就労し、就学し、介護若しくは看護に従事し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合に限る。） 保育標準時間認定（1日当たり11時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。）
- (2) 府令第1条第1号、第4号又は第7号に掲げる事由に該当する場合（1月において48時間以上120時間未満就労し、就学し、介護若しくは看護に従事し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合に限る。） 保育短時間認定（1日当たり8時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。）
- (3) 府令第1条第2号、第3号、第5号又は第8号に掲げる事由に該当する場合 保育標準時間認定
- (4) 府令第1条第6号又は第9号に掲げる事由に該当する場合 保育短時間認定（ただし、その事由を勘案し、市長が特に必要であると認める場合は、保育標準時間認定とすることができる。）
- (5) 府令第1条第10号に掲げる事由に該当する場合 前各号に掲げる区分に準じてその事由を勘案し、保育標準時間認定又は保育短時間認定のうち、市長が適当と認める認定（認定の結果の通知等）

第5条 法第20条第4項前段の規定による通知は、支給認定結果通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 法第20条第4項後段の支給認定証は、支給認定証（別記第5号様式）とする。

3 法第20条第5項の規定による通知は、支給認定申請却下通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（利用者負担額に関する事項の通知）

第6条 府令第7条（府令第13条第1項において準用する場合を含む。第18条第3項において同じ。）の規定による通知は、支給認定保護者（法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）に対するものにあつては保育料決定通知書（別記第7号様式）により、特定教育・保育施設等（法第58条第1項に規定する特定教育・保育施設等をいう。以下同じ。）に対するものにあつては別に定める利用者負担額決定通知書（施設・事業用）により行うものとする。

（支給認定の有効期間）

第7条 府令第8条第4号ロの市町村が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号及び第12号の市町村が定める期間は、府令第1条第9号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。

3 府令第8条第7号及び第13号の市町村が定める期間は、府令第1条第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。

（現況の届出）

第8条 府令第9条第1項の届書は、別に定める施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届とする。

(利用者負担額に関する事項の変更の通知)

第9条 府令第9条第4項(府令第11条第3項において準用する場合を含む。第18条第3項において同じ。)の規定による通知は、支給認定保護者に対するものにあつては保育料変更通知書(別記第8号様式)により、特定教育・保育施設等に対するものにあつては別に定める利用者負担額変更通知書(施設・事業用)により行うものとする。

(支給認定の変更の認定の申請)

第10条 府令第11条第1項の申請書は、別に定める施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書とする。

(申請による支給認定の変更の認定の結果の通知等)

第11条 法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、支給認定証(別記第5号様式)により行うものとする。

(職権による支給認定の変更の認定の通知)

第12条 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、支給認定証(別記第5号様式)により行うものとする。

(支給認定の取消しの通知)

第13条 府令第14条第1項の規定による通知は、別に定める施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定取消通知書により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第14条 府令第15条第1項の届書は、別に定める施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請内容変更届とする。

(支給認定証の再交付の申請等)

第15条 府令第16条第2項の申請書は、別に定める施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証再交付申請書とする。

第2節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準

(利用者負担額)

第16条 法第27条第3項第2号の市町村が定める額、法第28条第2項第1号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第2号の市町村が定める額、同項第3号の市町村が定める額、法第29条第3項第2号の市町村が定める額、法第30条第2項第1号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第2号の市町村が定める額、同項第3号の市町村が定める額及び同項第4号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額(以下「利用者負担額」という。)は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該

各号に定める額又は令第4条から第7条まで及び第9条から第13条までに規定する内閣総理大臣が定める基準のうち支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）が受けた教育若しくは保育の種類に対応するものにより算定した額のいずれか低い額とする。

- (1) 教育認定子ども（令第4条第1項に規定する教育認定子どもをいう。）及び特別利用教育（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。）を受けた満三歳以上保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る支給認定保護者 別表第1の支給認定保護者の区分欄に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額
- (2) 満三歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受けた者及び特定満三歳以上保育認定子ども（令第4条第3項に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）を除く。）に係る支給認定保護者 別表第2の支給認定保護者の区分欄に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額
- (3) 特定満三歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受けた者を除く。）及び満三歳未満保育認定子ども（法第29条第1項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。）に係る支給認定保護者 別表第3の支給認定保護者の区分欄に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定める額

（複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る利用者負担額の特例）

第17条 負担額算定基準子ども（令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。）が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第14条第1号イからハまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して前条の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額
- (2) 令第14条第2号イからハまでに掲げる支給認定子ども 零

（複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る利用者負担額の特例）

第17条の2 特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等（令第14条の2第1項に規定する特定教育・保育等をいう。以下この条において同じ。）に関する利用者負担額は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額（令第14条の2第2項に規定する負担額算定基準額をいう。）が77,101円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満）であるときは、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる支給認定子ども 第16条の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額（別表第2のB階層及び別表第3のB階層に掲げる

支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、零)

(2) 令第14条の2第1項第2号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあつた月において要保護者等（令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「77, 101円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては57, 700円未満）」とあるのは「77, 101円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。

（平成28規則84・追加、平成29規則42・一部改正）

（特別の事由がある支給認定保護者に係る利用者負担額の特例）

第18条 府令第56条に掲げる事由があることにより、特定教育・保育等（法第59条第3号に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。）に要する費用を支給認定保護者が負担することが困難であり、その負担を軽減する必要があると市長が認めるときは、当該支給認定保護者に係る市町村民税所得割合算額（別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）その他地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の課税の状況にかかわらず、当該支給認定保護者はその属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が適当と認める階層区分（別表第1から別表第3までの支給認定保護者の区分欄に掲げる支給認定保護者の区分をいう。第3項において同じ。）に該当するものとみなして、前2条の規定を適用する。

2 前項の規定による利用者負担額の軽減措置を受けようとする支給認定保護者は、別に定める保育料減免申請書に府令第56条に掲げる事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該支給認定保護者の負担を軽減する必要があると認めるときは、第1項の規定により当該支給認定保護者が該当するものとみなされる階層区分に基づき利用者負担額を定め、当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、その定めた利用者負担額に関する事項を通知するものとする。ただし、当該利用者負担額に関する事項を府令第7条又は第9条第4項の規定により通知する場合は、この限りでない。

4 第9条の規定は、前項本文の規定による通知について準用する。

5 市長は、第2項の規定による申請があつた場合において、当該支給認定保護者の負担を軽減する必要があると認められないときは、別に定める保育料減免不承認通知書により、理由を付して、その旨を当該支給認定保護者に通知するものとする。

（月の途中において特定教育・保育等を受け始めた場合等の利用者負担額）

第19条 令第24条第2項に規定する事由のあつた支給認定子どもに関する利用者負担額（当該

事由のあった月の利用者負担額に限る。)は、府令第59条に定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

(特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費の額)

第20条 法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した額から市町村が定める額を控除して得た額を基準として市町村が定める額、法第30条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した額から市町村が定める額を控除して得た額を基準として市町村が定める額及び同項第4号の内閣総理大臣が定める基準により算定した額から市町村が定める額を控除して得た額を基準として市町村が定める額は、それぞれ法第28条第2項第1号、第30条第2項第1号又は同項第4号の規定によりその基準とされる額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の事情がある場合においては、当該特別の事情を勘案して市長が適当と認める額とすることができる。

第3節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の手続

(施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の申請等)

第21条 法第27条第1項の施設型給付費、法第28条第1項の特例施設型給付費、法第29条第1項の地域型保育給付費又は法第30条第1項の特例地域型保育給付費(次項において「施設型給付費等」という。)の支給を受けようとする支給認定保護者は、別に定める施設型給付費・地域型保育給付費等支給申請書に特定教育・保育等提供証明書(特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。))、特定地域型保育事業者(法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。第25条において同じ。))又は特例保育(法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。別表第2において同じ。))を行う事業者が特定教育・保育を提供したことを証明する書類であって、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したものをいう。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。))又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。))の規定により前項の支給認定保護者に係る施設型給付費等が特定教育・保育施設等又は特定地域型保育事業者に支払われるときは、同項の規定は、適用しない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

(確認の申請)

第22条 府令第29条の申請書は特定教育・保育施設確認申請書(別記第9号様式)と、府令第39条の申請書は特定地域型保育事業者確認申請書(別記第10号様式)とする。

(確認の変更の申請)

第23条 府令第31条及び府令第40条の申請書は、変更申請書（別記第11号様式）とする。
（変更の届出等）

第24条 法第35条第1項及び第2項並びに法第47条第1項及び第2項の規定による届出は、
変更届出書（別記第12号様式）により行わなければならない。
（確認の辞退）

第25条 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者は、法第36条及び法第48条
の規定の確認を辞退しようとするときは、確認辞退届出書（別記第13号様式）を市長に提出し
なければならない。

第4章 雑則

（その他）

第26条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（法附則第6条第4項の規定による費用の徴収）

第2条 法附則第6条第4項の規定により徴収する費用の額その他当該費用の徴収に関し必要な事
項は、別に定める。

（施設型給付費等の支給の基準に関する経過措置等）

第3条 法附則第9条第1項第1号イの市町村が定める額、同項第2号イ（1）の当該支給認定保
護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同号ロ（1）の市町
村が定める額、法附則第9条第1項第3号イ（1）の市町村が定める額及び同号ロ（1）の当該
支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、別表第
1の支給認定保護者の区分欄に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、同表の利用者負担額欄に定
める額又は令附則第12条から第16条までにおいて準用する令第4条から第6条まで、第11
条及び第13条に規定する内閣総理大臣が定める基準のうち支給認定子どもが受けた教育若しく
は保育の種類に対応するものにより算定した額のいずれか低い額とする。

2 第17条から第19条までの規定は、前項に掲げる市町村が定める額について準用する。この
場合において、第17条中「前条」とあるのは「附則第3条第1項」と、同条第1号中「第14
条第1号イからハまで」とあるのは「第14条第1号イ及びハ」と、第18条第1項中「前2条」
とあるのは「附則第3条第1項及び同条第2項において準用する前条」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年規則第84号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、
平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、平成30年9月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の新発田市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、平成30年9月1日以後に行われる利用者負担額の算定について適用し、同日前に行われた利用者負担額の算定については、なお従前の例による。

別表第1（第16条、附則第3条関係）

（平成29規則42・平成30規則41・一部改正）

単位：円

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額（月額）
1	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である支給認定保護者	0
2	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者（第1階層に掲げる者を除く。）	0
3	市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における支給認定保護者（第1階層及び第2階層に掲げる者を除く。）	(0) 8,400
4	市町村民税所得割合算額が211,201円未満である場合における支給認定保護者（第1階層から第3階層までに掲げる者を除く。）	14,800
5	第1階層から第4階層までに掲げる者以外の支給認定保護者	20,000

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被保護者等 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。

(2) 市町村民税の所得割を課されない者 特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法

の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。別表第2において同じ。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。別表第2及び別表第3において同じ。

(3) 養育里親等 令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。

(4) 市町村民税所得割合算額 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（府令第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。

2 特別利用教育を受けた満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、第1階層の項中「支給認定保護者」とあるのは「支給認定保護者又は別表第2に規定する里親である支給認定保護者」と、第2階層の項中「当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者」とあるのは「当該支給認定保護者」とする。

3 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該支給認定保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第295条第1項第2号若しくは第314条の2第1項第8号若しくは第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算出した市町村民税額に基づく階層の利用者負担額とする（別表第2及び別表第3において同じ。）。

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する第3階層の利用者負担額は、（ ）内の額とする。

5 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする（別表第2及び別表第3において同じ。）。

6 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあ

るのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする（別表第2及び別表第3において同じ。）。

別表第2（第16条、附則第3条関係）

（平成28規則84・平成29規則42・一部改正）

単位：円

階層	支給認定保護者の区分		利用者負担額（月額）	
			標準時間認定保護者	短時間認定保護者
A	特定教育・保育等のあった月において被保護者等である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者		0	0
B	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合における当該支給認定保護者（A階層に掲げる者を除く。）		(0) 3,400	(0) 3,400
C	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者（A階層及びB階層に掲げる者を除く。）		(3,400) 10,400	(3,400) 10,300
D	1	市町村民税所得割合算額が次の区分に該当する世帯	(3,400) 14,400	(3,400) 14,200
	2	48,600円未満 65,000円未満	(3,400)	(3,400)

			16,300	16,100
3	77,101円未満	(3,400)	(3,400)	
		18,300	18,000	
	81,000円未満	18,300	18,000	
4	97,000円未満	20,200	19,900	
5	133,000円未満	22,200	21,900	
6	169,000円未満	24,200	23,900	
7	191,000円未満	26,100	25,700	
8	213,000円未満	28,100	27,700	
9	235,000円未満	29,500	29,000	
10	257,000円未満	30,500	30,000	
11	279,000円未満	31,500	31,000	
12	301,000円未満	32,500	32,000	
13	349,000円未満	33,000	32,500	
14	397,000円未満	33,500	33,000	
15	397,000円以上	33,500	33,000	

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 被保護者等 別表第1に規定する被保護者等をいう。
 - (2) 里親 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親をいう。
 - (3) 市町村民税を課されない者 特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）又は特例保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者にあつては、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。
 - (4) 市町村民税所得割合算額 別表第1に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
 - (5) 標準時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分と認定された支給認定子どもに係る支給認定保護者をいう。

(6) 短時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分と認定された支給認定子どもに係る支給認定保護者をいう。

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のある月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するB階層、C階層及びD階層の利用者負担額は、()内の額とする。

別表第3 (第16条、附則第3条関係)

(平成29規則42・一部改正)

単位：円

階層	支給認定保護者の区分		利用者負担額(月額)		
			標準時間認定保護者	短時間認定保護者	
A	特定教育・保育等のある月において被保護者等である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者		0	0	
B	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合における当該支給認定保護者(A階層に掲げる者を除く。)		(0)	(0)	
			4,900	4,900	
C	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者(A階層及びB階層に掲げる者を除く。)		(4,900)	(4,900)	
			12,700	12,600	
D	1	市町村民税所得割合算額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	(4,900)	(4,900)
				16,700	16,500
			65,000円未満	(4,900)	(4,900)
				18,100	17,900
			77,101円未満	(4,900)	(4,900)
				20,600	20,300
				20,600	20,300
4			97,000円未満	23,000	22,700
5			133,000円未満	25,500	25,200
6			169,000円未満	28,000	27,600

7	191,000円未満	30,400	29,900
8	213,000円未満	32,800	32,300
9	235,000円未満	34,800	34,300
10	257,000円未満	36,800	36,200
11	279,000円未満	38,800	38,200
12	301,000円未満	39,600	39,000
13	349,000円未満	40,400	39,800
14	397,000円未満	41,200	40,600
15	397,000円以上	41,200	40,600

備考

- この表において、「被保護者等」、「里親」、「市町村民税を課されない者」、「市町村民税所得割合算額」、「標準時間認定保護者」又は「短時間認定保護者」とは、それぞれ別表第2に規定する被保護者等、里親、市町村民税を課されない者、市町村民税所得割合算額、標準時間認定保護者又は短時間認定保護者をいう。
- 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するB階層、C階層及びD階層の利用者負担額は、（ ）内の額とする。

別記

第1号様式（第3条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

年 月 日

保護者氏名

新発田市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定を申請します。

認定申請児童	(ふりがな) 氏名	生年月日	年齢	性別
		年 月 日生	歳	男・女
保護者住所		生年月日	年 月 日生	
保護者連絡先		児童との 続柄		
施設の利用 予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
支給認定区分	<input type="checkbox"/> 1号 (保育の必要なし) <input type="checkbox"/> 2号・3号 (保育の必要あり)			

保育を必要とする事由 ※支給認定区分が「2号・3号」の方は、記入してください。

父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 求職活動・起業準備
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 求職活動・起業準備 <input type="checkbox"/> 出産⇒出産(予定)日： 年 月 日
保育必要量の希望	<input type="checkbox"/> 標準時間(1日11時間まで) <input type="checkbox"/> 短時間(1日8時間まで)

課税情報等の提供に当たっての署名欄

新発田市が利用者負担額算定のため、私の世帯の課税状況を閲覧(確認)すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、利用施設に対して提示することに同意します。
保護者氏名 ㊟

第2号様式(第3条関係)

園コード	0	1	2	3	4	5
------	---	---	---	---	---	---

保育認定申請書 兼 保育園等入園申込書

年 月 日 保護者 住所
 新発田市市長 様 氏名
 (認定こども園長 様) 電話番号 ()

※保護者は、児童の主たる生計維持者としてください

次のとおり、保育認定を申請し、保育園・認定こども園への入園を申し込みます。

対象児童	ふりがな											
	氏名											
	生年月日	年	月	日生	保育認定申請の理由 (裏面の「保育認定基準」から番号を選び記入してください)							
	性別	男	女	年齢区分	歳児	父 ()	母 ()					
	入園を希望する保育園等名(希望の理由)					入園希望期間	年	月	日から	年	月	日まで
	第1希望 園 ()					(登園予定時間)	時	分	～	(降園予定時間)	時	分
	第2希望 園 ()					新発田市が、利用者負担額算定のため私の世帯の課税状況を閲覧(確認)すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について入園施設に対して提示することに同意します。						
	保護者氏名 印											

家庭状況 (対象児童の世帯員)

父	氏名		生年月日	年	月	日生			
	1 勤めている	勤務先	仕事内容						
	2 自営	電話番号	勤務時間	時	分	～	時	分	
	3 その他								
母	氏名		生年月日	年	月	日生			
	1 勤めている	勤務先	仕事内容						
	2 自営	電話番号	勤務時間	時	分	～	時	分	
	3 内職	受注先							
	4 出産等	出産予定	年	月	日	産休・育休明け	年	月	日
	5 病気	仕事内容							
	6 看護	病人氏名	看護内容						
7 その他									
同居者	続柄	氏名	生年月日	年	月	日生			
			年	月	日生				
			年	月	日生				
			年	月	日生				
その他参考となる事項									

※記入にあたっては、「記入上の注意」と「保育認定基準」をよく読んでから記入してください。

〔 記 入 上 の 注 意 〕

この保育認定申請書兼保育園等入園申込書は、保護者が次の点に注意して記入のうえ、新発田市こども課または入園を希望する保育園・認定こども園に提出してください。

- 「対象児童」の欄は、「氏名」に必ずふりがなをつけてください。また、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 保育認定基準は、下の表のとおりです。「保育認定申請の理由」の欄には、()内に保護者が下の表の1から7までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、その番号を記入してください。
- 「入園を希望する保育園等名」は、希望する順位に従い保育園等名を記入し、また、その保育園等を希望する理由を簡単に記入してください。(例えば、きょうだいが入園している、距離が近い、延長保育を実施している等)
- 「入園希望期間」は、小学校就学前までの期間で記入してください。
- 家庭状況の「同居者」の欄は、対象児童、父母を除く家族全員を記入してください。「続柄」の欄は、対象児童からみた続柄を記入してください。また、同居者の中で対象児童のほかは保育園、幼稚園又は認定こども園等に入園している児童がいる場合は、施設名を記入してください。
- 保育園等への入園については、希望する保育園へ入園できない場合、保育認定基準により希望期間に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

保 育 認 定 基 準

保育認定(2号認定・3号認定)を受けて保育園または認定こども園へ入園できる児童は、その保護者が次のいずれかの事情にある場合です。

- 就労等 (家庭外労働)児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なため、その児童の保育ができない場合
(家庭内労働)児童の保護者が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なため、その児童の保育ができない場合
- 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
- 疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身の障害等で、その児童の保育ができない場合
- 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
- 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- 求職活動 児童の保護者が求職活動(起業準備含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合
- 就学 児童の保護者が就学(職業訓練校等)における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合

入園申込調査票

該当する番号に○を、□欄については該当に☑を記入してください。

同居者の状況 ※世帯分離している場合も記入してください。

	父(歳)	母(歳)	祖父(歳)	祖母(歳)
保育認定申請の理由	①外勤 ②農業 ③自営業 ④内職 ⑤出産 ⑥疾病・障害 ⑦介護 ⑧通学 ⑨求職中 ⑩その他()	①外勤 ②農業 ③自営業 ④内職 ⑤出産 ⑥疾病・障害 ⑦介護 ⑧通学 ⑨求職中 ⑩その他()	①外勤 ②農業 ③自営業 ④内職 ⑤出産 ⑥疾病・障害 ⑦介護 ⑧通学 ⑨求職中 ⑩その他()	①外勤 ②農業 ③自営業 ④内職 ⑤出産 ⑥疾病・障害 ⑦介護 ⑧通学 ⑨求職中 ⑩その他()

※上記で○をつけた番号と同じ欄を下記から選び、記入してください。

	父	母	祖父	祖母
① 外勤	勤務地() 出勤時間(:) 帰宅時間(:) ※出勤・帰宅時間は一番多い時間帯を記入してください。	勤務地() 出勤時間(:) 帰宅時間(:) ※出勤・帰宅時間は一番多い時間帯を記入してください。	勤務地() 出勤時間(:) 帰宅時間(:) ※出勤・帰宅時間は一番多い時間帯を記入してください。	勤務地() 出勤時間(:) 帰宅時間(:) ※出勤・帰宅時間は一番多い時間帯を記入してください。
	単身赴任の方 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(誰:) (赴任先:) 育児休業中の方 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(誰:) (期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)			
② 農業	<input type="checkbox"/> 主たる従事者 <input type="checkbox"/> 家族協力者 主な作物() 面積:田 a、畑 a	<input type="checkbox"/> 主たる従事者 <input type="checkbox"/> 家族協力者 主な作物() 面積:田 a、畑 a	<input type="checkbox"/> 主たる従事者 <input type="checkbox"/> 家族協力者 主な作物() 面積:田 a、畑 a	<input type="checkbox"/> 主たる従事者 <input type="checkbox"/> 家族協力者 主な作物() 面積:田 a、畑 a
③ 自営業	<input type="checkbox"/> 主たる従事者 <input type="checkbox"/> 家族協力者 内容()	<input type="checkbox"/> 主たる従事者 <input type="checkbox"/> 家族協力者 内容()	<input type="checkbox"/> 主たる従事者 <input type="checkbox"/> 家族協力者 内容()	<input type="checkbox"/> 主たる従事者 <input type="checkbox"/> 家族協力者 内容()
④ 内職	内容() 平均就労時間(時間)	内容() 平均就労時間(時間)	内容() 平均就労時間(時間)	内容() 平均就労時間(時間)
⑤ 出産		予定日(年 月 日)		
⑥ 疾病・障害	病名() 手帳(有・無) <input type="checkbox"/> 入院中(年 月~) <input type="checkbox"/> 寝たきり(年 月~) <input type="checkbox"/> 通院(月 回)	病名() 手帳(有・無) <input type="checkbox"/> 入院中(年 月~) <input type="checkbox"/> 寝たきり(年 月~) <input type="checkbox"/> 通院(月 回)	病名() 手帳(有・無) <input type="checkbox"/> 入院中(年 月~) <input type="checkbox"/> 寝たきり(年 月~) <input type="checkbox"/> 通院(月 回)	病名() 手帳(有・無) <input type="checkbox"/> 入院中(年 月~) <input type="checkbox"/> 寝たきり(年 月~) <input type="checkbox"/> 通院(月 回)
⑦ 介護	被介護者の続柄() <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 介護認定・手帳等級等()	被介護者の続柄() <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 介護認定・手帳等級等()	被介護者の続柄() <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 介護認定・手帳等級等()	被介護者の続柄() <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 介護認定・手帳等級等()
⑧ 通学	学校名()	学校名()	学校名()	学校名()
⑨ 求職中	求職開始(年 月)	求職開始(年 月)	求職開始(年 月)	求職開始(年 月)
⑩ その他				

◎父母について、下記の書類を添付してください。添付書類は左面に記載した保育認定申請の理由によって異なります。

- 添付書類** ①④の場合：勤務証明書・内職証明書
 ②③⑤⑨の場合：保育認定のための申立書
 ⑥⑦の場合：保育認定のための申立書、証明する資料（診断書、通院の領収書等）
 ⑧の場合：保育認定のための申立書、在学証明書又は学生証のコピー

別居の祖父母の状況 ※左面に同居している祖父母の状況を記載した場合は、斜線を引いてください。

	父方		母方	
	祖父（ 歳）	祖母（ 歳）	祖父（ 歳）	祖母（ 歳）
氏名				
住所				
就労の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
職業				
就労時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
その他状況 (疾病・介護等)				

その他

現在の保育状況について	
<input type="checkbox"/> 自宅で保育している〔 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他() 〕	
<input type="checkbox"/> 自宅外で保育している(預け先:)	
<input type="checkbox"/> 職場に連れて行っている <input type="checkbox"/> その他()	
入園後の送迎予定者	
送り <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他()	
迎え <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他()	
手段 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 保育園バス <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩	
第1・2希望の保育園等が入園困難な場合について	
<input type="checkbox"/> 他園の紹介を希望 <input type="checkbox"/> 育児休暇を延長	
<input type="checkbox"/> 希望する園での空き待ち〔 空き待ち中の保育者・預け先() 〕	
きょうだいの入園の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(園名等:)
きょうだい2人以上での申込の場合について	
<input type="checkbox"/> 同じ園での同時期の入園のみを希望 <input type="checkbox"/> 同時期に入園できなくても、同じ園を希望	
<input type="checkbox"/> 同時期に入園できれば、きょうだい別々の園でも可 <input type="checkbox"/> 一人だけの入園でも可	

第3号様式(第3条関係)

教育標準時間認定申請書

年 月 日

保護者氏名 ㊟

新発田市長 様

次のとおり、教育標準時間認定を申請します。

入園児童	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年齢	性別
		年 月 日生	歳	男・女
保護者 住所・連絡 先	(住 所) (連絡先)【自宅】 【携帯】			
保護者の 生年月日	年 月 日生	児童との続柄		
幼稚園等の 利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			

課税情報等の提供に当たっての署名欄

新発田市が、利用者負担額算定のため私の世帯の課税状況を閲覧（確認）すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、入園施設に対して提示することに同意します。

保護者氏名 ㊟

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

様

新発田市長

支給認定結果通知書

認定区分				
保育の事由 及び必要量				
支給認定証番号				
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで		
児 童	フリガナ 氏名			
	生年月日		性別	
保 護 者	氏名			
	居住地			
	生年月日			
変更事項				

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

様

新発田市長

支給認定証

認定区分				
保育の事由 及び必要量				
支給認定証番号				
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで		
児 童	フリガナ 氏名			
	生年月日		性別	
保 護 者	氏名			
	居住地			
	生年月日			
変更事項				

年 月 日

様

新発田市長

支給認定申請却下通知書

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定の申請については、次の理由で却下しましたので通知します。

児童の氏名 及び生年月日	
却下理由	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として（訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

第 号
年 月 日

新発田市長

保育料決定通知書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

様

保育料については、以下のとおり決定しましたので通知します。

児童の氏名 及び生年月日			
所得階層		保育料（月額）	

決定額	
-----	--

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として（訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

新発田市長

保育料変更通知書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

様

保育料については、以下のとおり決定（変更）しましたので通知します。

児童の氏名 及び生年月日	
-----------------	--

4 月から 8 月まで

変更前	所得階層		保育料（月額）	円
変更後	所得階層		保育料（月額）	円

変更前決定額	円	変更後決定額	円
--------	---	--------	---

9 月から 3 月まで

変更前	所得階層		保育料（月額）	円
変更後	所得階層		保育料（月額）	円

変更前決定額	円	変更後決定額	円
--------	---	--------	---

変更前	4 月分	5 月分	6 月分	7 月分	8 月分	9 月分
	10 月分	11 月分	12 月分	1 月分	2 月分	3 月分
変更後	4 月分	5 月分	6 月分	7 月分	8 月分	9 月分
	10 月分	11 月分	12 月分	1 月分	2 月分	3 月分

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新発田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新発田市を被告として（訴訟において新発田市を代表する者は新発田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第9号様式（第22条関係）

特定教育・保育施設確認申請書

年 月 日

新発田市長 様

所在地
申請者 名称
代表者



子ども・子育て支援法に規定する教育・保育施設に係る確認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 法人等名称												
	主たる事務所の所在地・連絡先	(〒 -) 新潟県											
		電話番号					FAX番号						
		E-mail アドレス											
	法人等の種別						法人所轄庁						
	代表者の職名・氏名	職名						フリガナ 氏名					
	代表者 生年月日	年 月 日 (満 歳)					代表就任年月 日	年 月 日					
	代表者の住所・連絡先	(〒 -) 新潟県											
		電話番号					FAX番号						
事業者番号						※既に特定教育・保育施設等を設置しており、事業者番号が付番されている場合に記入してください。							
事業開始(予定) 年月日	年 月 日												
教育・保育施設の区分	区 分										添付様式		
	<input type="checkbox"/> 認定こども園(幼保連携型)										付表1		
	<input type="checkbox"/> 認定こども園(幼稚園型)										付表2		
	<input type="checkbox"/> 認定こども園(保育所型)										付表3		
	<input type="checkbox"/> 認定こども園(地方裁量型)										付表4		
	<input type="checkbox"/> 幼稚園(上記を除く)										付表5		
<input type="checkbox"/> 保育所(上記を除く)										付表6			

第10号様式（第22条関係）

特定地域型保育事業者確認申請書

年 月 日

新発田市長 様

所在地
申請者 名称
代表者



子ども・子育て支援法に規定する地域型保育事業者に係る確認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 法人等名称						
	主たる事務所の所在地・連絡先	(〒 -) 新潟県					
		電話番号				FAX番号	
		E-mail アドレス					
	法人等の種別				法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名	職名				フリガナ	
						氏名	
	代表者 生年月日	年 月 日(満 歳)			代表就任年月 日	年 月 日	
	代表者の住所・連絡先	(〒 -) 新潟県					
		電話番号				FAX番号	
事業者番号					※既に事業者番号が付番されている場合に記入してください。		
事業開始(予定) 年月日	年 月 日						
教育・保育施設の区分	区 分					添付様式	
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業					付表1	
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業(C型)					付表2	
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業					付表3	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業					付表4	
<input type="checkbox"/> 事業所内保育事業					付表5		

第11号様式(第23条関係)

変更申請書

年 月 日

新発田市長 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名



次のとおり利用定員を増加したいので申請します。

事業者番号			
施設(事業所)の名称及び所在地	名称:		
	所在地:		
設置者(申請者)の名称及び主たる事務所の所在地	名称:		
	所在地:		
代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	氏名:		
	所在地:		
	生年月日: 年 月 日		
	職名:		
利用定員の増加内容及び理由	○利用定員		
	年齢区分	変更前	変更後
	0歳児		
	1歳児		
	2歳児		
	3歳児		
	4歳児		
	5歳児		
○増加しようとする理由			
変更年月日	年 月 日		

- ※ 1 利用定員の増加により、勤務体制及び勤務形態等に変更がある場合は、関係書類を添付してください。
- ※ 2 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要のわかるものを添付してください。

第12号様式(第24条関係)

変更届出書

年 月 日

新発田市長 様

所在地
届出者 名称
代表者氏名



次のとおり確認を受けた内容を変更したいので届け出ます。

事業者番号		
確認内容を変更した施設(事業所)		名称
		所在地
変更があった事項		変更の内容
1	施設又は事業者の名称	(変更前)
2	教育・保育施設又は事業者の所在地	
3	設置者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名・生年月日・住所及び職名	
6	定款、寄附行為及びその登記事項証明書又は条例等	
7	建物又は事業所の構造概要及び図面並びに設備の概要	(変更後)
8	管理者の氏名・生年月日及び住所	
9	運営規程	
10	当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費又は地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項	
11	役員の氏名・生年月日及び住所	
12	連携施設の名称	(利用者の措置及び減少の理由)
13	利用定員の減少 (現に利用している利用者に対する措置及び減少後の利用定員も明示すること。)	
変更年月日		年 月 日

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
 3 特定教育・保育施設の設置者の役員又はその長、特定地域型保育事業者に係る管理者の変更又は役員の変更は、誓約書(任意様式)を添付してください。

第13号様式(第25条関係)

確認辞退届出書

年 月 日

新発田市長 様

所在地
届出者 名称
代表者氏名



次のとおり確認を辞退したいので届け出ます。

事業者番号	
確認を辞退する施設(事業所)	名称
	所在地
確認を受けた年月日	年 月 日
確認を辞退する年月日	年 月 日
確認を辞退する理由	
現に施設又は事業所を利用している者に対する措置	

注 確認を辞退する日の3月前までに届け出てください。

別記第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第5条関係）

第6号様式（第5条関係）

（平成28規則84・一部改正）

第7号様式（第6条関係）

（平成28規則84・一部改正）

第8号様式（第9条関係）

（平成28規則84・一部改正）

第9号様式（第22条関係）

第10号様式（第22条関係）

第11号様式（第23条関係）

第12号様式（第24条関係）

第13号様式（第25条関係）